

2023年7月31日

COMPETITION LAW LEGAL UPDATE(2023/7)

Contents

- I. アフターマーケットに関する独禁法上の問題—消耗品ビジネスを中心に—
- II. 2023年3月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介
- III. 事務所 News(受賞歴)

I. アフターマーケットに関する独禁法上の問題—消耗品ビジネスを中心に—

弁護士 山田 篤 / 弁護士 高橋 将希 / 弁護士 膝館 朗人

1. はじめに

アフターマーケット市場とは、ある商品を購入した後に必要となる補完的商品に係る市場と定義される¹。購入した製品を消費者が利用するにあたって、製品の使用・維持・管理に必要な商品・サービスを提供する市場を意味し、具体的には、プリンタで利用するインクカートリッジを販売する市場、製品のメンテナンスサービスなどを扱う市場等が挙げられる。

アフターマーケット市場においては、補完的商品の提供者と、本体となる商品の製造・販売元が同一となる場合、競争法上の問題が生じ得る。なかでも消耗品ビジネスと私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)との関係については、公正取引委員会(以下「公取委」という。)による相談事例・処理事例も複数存在し、近時は消耗品ビジネスの独占禁止法上の問題を扱った裁判例も複数登場している。本稿では、消耗品ビジネスに関する各事例の検討を中心に、アフターマーケット市場において生じる独占禁止法上の問題を概観する。

2. アフターマーケットと独占禁止法

(1) 消耗品ビジネスと独占禁止法の関係

1 <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/ryutsutorihiki.html>

アフターマーケット市場においては、補完的商品の提供者と、本体となる商品の製造・販売元が同一となる場合、本体機器メーカーが本体機器又は消耗品の仕様を事後的に調整・変更すること等によって、自身が製造したものの以外の補完的商品を製造する事業者(サードパーティ事業者)を補完的商品に関する市場から排除することが可能となるため、独占禁止法上の問題が生じ得る²。

特に、プリンタ市場など消耗品ビジネス³が行われている市場においては、こうした競争法上の問題はより顕著となる⁴。というのも、消耗品ビジネスが行われている市場においては、その性格上、他のアフターマーケット市場の類型と比べ、本体機器メーカーにとっては自らが提供する消耗品の高利益率を維持するという必要性が高いため、本体機器メーカーがサードパーティ事業者を排除するインセンティブがより生じやすくなる。

(2) 行為類型

消耗品ビジネスにおけるサードパーティ事業者の排除について公取委及び裁判所による判断が示された事案では、いずれも①抱き合わせ販売(独占禁止法第2条9項6号、不公正な取引方法の一般指定第10項)又は②取引妨害(独占禁止法第2条9項6号、不公正な取引方法の一般指定第14項)が問題となっている。

それぞれの類型の要件について、①抱き合わせ販売は、「不当に、商品又は役務の供給に併せて他の商品又は役務を自己又は自己の指定する事業者から購入させ…ること」をいうとされ、②取引妨害は、「自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害すること」をいうとされる。

いずれの類型においても、「不当に」当該行為に及ぶことが要件となっているが、「不当に」とは、公正競争阻害性をいい⁵、抱き合わせ販売及び取引妨害の場合、自由競争減殺又は競争手段の不公正さを意味するとされる⁶。

3. 公正取引委員会の取組み

公取委では「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」(以下「ガイドライン」という。)、処理事例(公取委「キヤノン株式会社に対する独占禁止法違反被疑事件の処理について」(平成16年10月21日))並びに相談事例(「分析機器の消耗品として非純正品が使用された場合の分析機器の動作に係る仕様変更」(令和2年度)及び「印刷機器のインクボトルへのICチップの搭載」(平成16年度))をそれぞれ公表し、アフターマーケットにおいて生じる独占禁止法上の問題について見解を示している。

(1) ガイドライン

「ある商品を購入した後に必要となる補完の商品に係る市場(いわゆるアフターマーケット)において特定の商品を購入させる行為も、抱き合わせ販売に含まれる」(ガイドライン第1部第2-7〔抱き合わせ販売〕)と記載し、アフターマーケットにおいて補完品を購入させる行為が抱き合わせ販売に当たり得ることを明示している。

2 この点については、知的財産権保護の観点から排除が正当化される可能性があることに留意が必要である。

3 なお、消耗品ビジネスとは、アフターマーケットの中でも、本体となる製品の価格を抑える一方で、本体製品を使用するうえで必要不可欠な消耗品を高利益率で販売し利益を回収するビジネス手法を意味する。消耗品ビジネスの定義については、帖佐隆「消耗品ビジネスの攻防と特許権・独占禁止法」(『月刊パテント』67(6)、日本弁理士会)も参照されたい。

4 この点について後記裁判例(エレコム・ブラザー事件)では、消耗品ビジネスの存在を公知の事実として認定したうえで、「製造業者と互換品カートリッジの製造業者との間には、単なるカートリッジの信頼性及び価格の競争関係という以上の構造的な競争関係が存在している」と指摘している。

5 白石忠志『独占禁止法』第3版(有斐閣、2016年)341頁

6 人材と競争政策に関する検討会 別紙5 公正競争阻害性の基本的な考え方について
(https://www.jftc.go.jp/cprc/conference/index_files/180215zinzai07.pdf)参照

(2) 処理事例及び相談事例

ア 「キヤノン株式会社に対する独占禁止法違反被疑事件の処理について」(平成 16 年 10 月 21 日)⁷ (事例①)

本件では、キヤノン株式会社(以下「キヤノン」という。)が、プリンタ本体の損傷防止及び印字品質を確保する観点から、カラーレーザープリンタに使用されるカートリッジにICタグを搭載したところ、それにより、再生品⁸のカートリッジを利用することが困難となり、こうしたキヤノンの行為について、公取委が独占禁止法違反の疑いにより審査を行った。

審査自体は、キヤノンが行った改善措置(再生品の利用を妨げるような仕様の是正)により、独占禁止法上の問題が解消されていると判断され終了したものの、同事件の処理に関連して、公取委は、「レーザープリンタに装着されるトナーカートリッジへのICチップの搭載とトナーカートリッジの再生利用に関する独占禁止法上の考え方」⁹(以下「考え方」という。)を公表した。同「考え方」では、プリンタメーカーが、技術上の必要性等の合理的理由がないのに、あるいは、その必要性等の範囲を超えて、ユーザーが再生品を使用することを妨げる場合には、独占禁止法上問題となるおそれ(抱き合わせ販売又は競争者に対する取引妨害に該当するおそれ)があるとされた。

イ 「分析機器の消耗品として非純正品が使用された場合の分析機器の動作に係る仕様変更」(令和 2 年度)¹⁰(事例②)

本件では分析機器のメーカーとして高いシェアを有する X 社が、①同社の分析機器に認証機能を追加し、純正品の消耗品が使用された場合にのみ分析値が表示されるようにする、②非純正品が使用された場合には「保証対象外」・「精度未検証」の文言を表示させる、という措置を検討し、公取委に相談を行った。これに対し、公取委は、措置①について、独占禁止法上問題となるおそれがあると判断し、措置②については、独占禁止法上問題になるものではないと判断した。

上記判断の理由として、措置①については、措置を講ずる理由(安全性や分析精度の確保)は合理的なものであるが、非純正品は特段の支障なく使用されているにも関わらず、それが一律に使用できなくなればその競争制限効果は極めて大きいとされた。他方で、措置②については、非純正品が使用された場合に、上記文言(「保証対象外」・「精度未検証」)を表示させることは特段不合理であるとはいえず、表示がなされても非純正品を X 社製分析機に使用することは可能であること、非純正品を使用した場合には保証の対象外となること及び当該場合の分析精度の検証が行われていないことをユーザーはある程度承知していると指摘し、非純正品を排除する効果は小さいとした。

ウ 「印刷機器のインクボトルへの IC チップの搭載」(平成 16 年度)¹¹(事例③)

本件では、プリンタ市場で高いシェアを有する A 社が、自らの供給するプリンタの性能の向上及びインクボトルの生産・管理コストを削減する目的で搭載した IC チップを備えるインクボトルのみが自らの製造するプリンタにおいて使用できるようにする措置について独占禁止法上問題が生じないか公取委に相談を行った。これに対し、公取委は、搭載する IC チップは市販されているものであること、IC チップを付けたインクボトルを印刷機器 X で利用するために必要は情報は、一般に公開されていることから、合理的に必要な範囲を超えた機能変更とは認められ

7 <https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286894/www.jftc.go.jp/pressrelease/04.october/04102102.html>

8 再生品とは、一般に、レーザープリンタのユーザーから再生利用の依頼を受けて回収された使用済みカートリッジで、分解、洗浄、消耗した部品の交換等の後、トナーが充てんされて、販売されるものである。

9 <https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286894/www.jftc.go.jp/pressrelease/04.october/04102102-besshi.pdf>

10 <https://www.jftc.go.jp/dk/soudanjirei/r3/r2nendomokuji/r2nendo04.html>

11 <https://www.jftc.go.jp/dk/soudanjirei/h17/h16nendomokuji/h16nendo08.html>

ず、また、独立系事業者の事業活動を困難にするおそれがあるとまでは認められないと判断し、独占禁止法上問題になるものではないとした。

エ 小括

以上のとおり、公取委が扱った事例においては、合理的な理由の有無、必要性等の範囲、排除効果の大小といった事情が考慮されているところ、このような判断は、「不当に」要件に係るものであると考えられる。

4. 裁判例

近時の消耗品ビジネスに関する裁判例としてはエレコム・ブラザー事件(東京地判令和3年9月30日、令和元年(ワ)第35167号)、リコー・ディエスジャパン事件(第一審:東京地判令和2年7月22日、令和2年(ワ)40337号/控訴審:知財高判令和4年3月29日、令和2年(ネ)第10057号)、エコリカ・キヤノン事件(大阪地判令和5年6月2日、令和2(ワ)第10073号)が存在する。

(1) エレコム・ブラザー事件(事例④)

本件では、被告(ブラザー工業株式会社)がプリンタ及び純正カートリッジを製造・販売し、原告(エレコム株式会社等)が純正品に比して安価な互換品カートリッジを製造・販売していたところ、被告がプリンタの設計変更を行い、被告の販売する互換品のカートリッジが原告のプリンタで使用することができなくなった。これに対し、原告が当該設計変更が独占禁止法に違反すると主張し、被告に対する損害賠償請求訴訟を提起した。

判決では、被告の行為は抱き合わせ販売に当たるとされ、また、設計変更は互換品カートリッジを市場から排除するおそれがあること、設計変更には技術上の必要性等の正当化理由は認められないこと等を指摘したうえで、公正な競争を阻害するおそれがあり、「不当に」要件を満たし抱き合わせ販売に当たるため不法行為を構成するとされた。

(2) リコー・ディエスジャパン事件(事例⑤)

本件は、プリンタメーカーである株式会社リコー(原告)が同社製プリンタの使用済みトナーカートリッジの再生品を販売していた株式会社ディエスジャパン(被告)らに対しカートリッジの販売の差止め等を請求した事案である。被告らが、再生品のインクカートリッジであってもインク残量が表示されるよう電子部品を交換した再生品のインクカートリッジを販売していたところ、被告らの電子部品は原告の特許の技術的範囲に含まれるものであると主張して、当該電子部品を用いたトナーカートリッジの販売等の差止め等を求めて提訴した。

同事件の高裁判決では、①トナーの残量が表示されないことによる再生品事業者の不利益は小さいこと、②原告の行為は合理性を有し、また、原告特許権の侵害を回避しつつ残量表示を行うことは技術上可能であるため、再生品の排除を目的としたものではないといえることを踏まえると、原告が差止請求権等を行わせることは取引妨害に当たらないと判示し、原告の主張を認めた。本件では、明示はされていないものの競争制限の程度について判断していることから「不当に」要件について判断を行っているものと考えられる。なお、下級審では、原告の行為が取引妨害に当たるとして原告の請求が棄却されていた。

(3) エコリカ・キヤノン事件(事例⑥)

本件は、キヤノン株式会社(被告)が製造販売するインクカートリッジに搭載するICチップの仕様変更により、再生品のインクカートリッジではインク残量を識別する機能が利用できなくなったことに対し、再生品を販売する株式会社エコリカ(原告)が、当該仕様変更が取引妨害又は抱き合わせ販売に当たると主張し、キヤノンを提訴したという事案である。

同判決では、被告の仕様変更は抱き合わせ販売又は取引妨害には当たらないものとされた。その理由として、①抱き合わせ販売については、インク残量の識別機能はインクカートリッジの本質的な機能ではないため、原告がインク残量の識別機能がない再生品しか製造販売できないとしても、被告が自身の純正品を「購入させ」たとはいえず、②取引妨害については、インクカートリッジの市場シェアに照らすと、被告のプリンタの購入者の多くは、再生品のカートリッジが純正品同等の機能を有するとしても純正品を購入していたと考えられ、インク残量の識別機能は廉価な製品にとって一般的に備わっているべき機能とはいえないなどと述べて購入を妨害したとはいえないとした。また、抱き合わせ販売及び取引妨害のいずれについても、インク残量の識別機能が本質的な機能ではないこと及び被告の措置の目的が不正行為の防止にあり、競合品の排除にあったとはいえないことから不当性も認められないとした。

このように本件ではこれまでの事例とは異なり「不当に」要件ではなく「購入させ」又は「妨害」という行為要件を中心に判断を行っている点が特徴的である。

5. 実務における留意点

以上のとおり、消耗品ビジネスが独占禁止法上問題になった各事例において主に検討された要件についての判断のポイントをまとめると下図のようになる。

	事例①の「考え方」	事例②	事例③	事例④	事例⑤	事例⑥
主に検討された要件	「不当に」(公正競争阻害性)	「不当に」(公正競争阻害性)	「不当に」(公正競争阻害性)	「不当に」(公正競争阻害性)	「不当に」(公正競争阻害性)	「購入させ」及び「妨害」要件該当性
判断のポイント	合理的理由／措置の必要性等の範囲	合理的理由／非純正品の排除効果	合理的な必要性／独立系事業者の事業活動の困難	互換品カートリッジ販売業者の排除／正当化理由	再生品事業者の不利益(競争制限効果)／行為の理由・目的	・カートリッジの本質的な機能(抱き合わせ) ・市場シェア・カートリッジが備えるべき機能(取引妨害)

上図のとおり、事例⑥を除き、「不当に」要件が判断の中心となっているところ、事例②～⑤においては、本体機器メーカーによる排除行為の理由及び他の消耗品事業者への排除効果が考慮されている。事例①の「考え方」においては排除効果には言及していないものの、「排除効果に照らして必要性が認められる範囲」という趣旨で「必要性等の範囲」という考慮要素を挙げているとも理解できる。

さらに、事例⑥においては、行為要件該当性の判断が中心となっているものの、本体機器メーカーの措置により制限されるカートリッジの機能の重要性が考慮されており、判断の基礎となる事実には排除効果の有無と通底している。また、積極的な判断は行っていないが、行為の理由・目的にも言及している。

こうした事例の蓄積を踏まえると、本体機器メーカーとしては、本体機器又は消耗品の仕様を変更等する場合には、自らの行為の理由(の合理性)及び他の消耗品事業者への排除効果(行為により何を制限するのか)を吟味する必要があるといえる。なかでも事例④は、下級審の判示も含め特に詳細な事実認定を行っており、いかな

る事実が判決で考慮されているのかを把握するうえで意義深いものといえよう。

II. 2023年3月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介

2023年3月以降にこれまで当事務所の弁護士が執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍をご紹介します。リンク先から閲覧可能なものも多くございますので、ご高覧いただけますと幸いです。

- ◆ Competition Litigation Comparative Guide: Japan
2023年5月（著：[金子 涼一](#)）
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Market Intelligence –CARTELS IN JAPAN– 2023
2023年4月（著：[江崎 滋恒](#)、[バシリ ムシス](#)、[石田 健](#)）
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Lexology Getting The Deal Through – Dominance 2023 (Japan Chapter)
2023年3月（著：[山田 篤](#)、[白杵 善治](#)）
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ GCR – The Asia-Pacific Antitrust Review 2023(Japan Chapter: Cartels)
2023年3月（著：[山田 篤](#)）
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ GCR – The Asia-Pacific Antitrust Review 2023(Japan Chapter: Merger Control)
2023年3月（著：[鈴木 剛志](#)）
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ 独禁法・下請法の強化と中小事業者③
2023年3月（著：[石田 健](#)）社労士 TOKYO (No.508)

III. 事務所 News (受賞歴)

当事務所は、国際的に定評ある評価媒体による最新のランキングにおいて、前年度に引き続き、競争法を含め多数の分野にて最高位(Band 1/Tier 1)にランクインしました。競争法分野の個人部門においても、複数の弁護士がランクインしております。

- ◆ The A-List: Japan's Top 100 Lawyers
Japan's Top 100 lawyers [中野 雄介](#)
詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

- ◆ Chambers Asia-Pacific 2023
分野の評価: Competition / Antitrust (Band 1)
Ranked Lawyers: (Competition / Antitrust) [石田 英遠](#)、[中野 雄介](#)、[バシリ ムシス](#)、[原 悦子](#)
詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

- ◆ The Legal 500 Asia Pacific 2023
Antitrust and Competition (Tier 1)
Leading Individual: [中野 雄介](#)、[バシリ ムシス](#)
詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

- ◆ 日本経済新聞 - 2022 年に活躍した弁護士ランキング
総合ランキング(企業票+弁護士票):(独禁・競争法分野) 8位 [鈴木 剛志](#) 17位 [中野 雄介](#)
[こちら](#)から一部閲覧可能です。

以上

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 山田 篤 (atsushi.yamada@amt-law.com)
弁護士 高橋 将希 (masaki.takahashi@amt-law.com)
弁護士 膝舘 朗人 (akito.hizatate@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com